

国の責任と財源による学校給食費の無償化を求める意見書

現在、世界的な資源や原材料の高騰による物価上昇は、市民の生活を圧迫している。

学校給食の経費負担は、学校給食法において、給食の実施に必要な施設・設備に要する経費や人件費等の運営費は学校の設置者が負担し、食材費については保護者の負担とされている。

こうした中、教材費や制服、体操着、学用品、修学旅行積立金等の保護者が負担する費用のうち、給食費は年額約60,000円と高額なものとなっている。

学校給食は、その教育的効果に加え、栄養バランスの取れた温かく、おいしい給食を提供することで、子どもたちの健やかな成長のために重要な役割を果たすものであり、家庭の経済状況にかかわらず提供されなければならない。

このことから、当初、自己負担とされていた教科書が、「教科書無償措置法」等により無償化されたように、義務教育段階においては学校給食費についても無償化し、家計負担を軽減させることが必要である。

全国的にも公立小中学校の給食費無償化を実施、あるいは検討する自治体が増えているが、一方で恒久的な財源確保や私立学校との公平性、学校給食に要する経費の一部は保護者負担とするという法的な根拠から、実施に慎重となる自治体が多いのも現実である。

山梨県北杜市で開催された全国知事会において取りまとめられた、子ども・子育てにやさしい社会を実現するための提言の中では、学校給食費の無償化の実現に向けて学校給食に関する地域の実態等を考慮した上で、国の責任と財源による制度設計を行うことを求めている。

先般、国において「こども未来戦略方針」が閣議決定され、学校給食費の無償化の実現に向けて、学校給食費の無償化を実施する自治体における取組実態や成果・課題の調査、並びに全国ベースでの学校給食の実態調査を速やかに行い、小中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含めた課題の整理を行い、具体的な方策を検討することとされたところであるが、本市議会としては、国に対し、財源の確保も含め、国の責任において、全ての市町村が早期に学校給食費の無償化を実施できるよう、必要な対策を講じることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月19日

甲 府 市 議 会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣
文部科学大臣 内閣府特命担当大臣（こども政策）